

令和元年の意匠法改正に向けた事業に役立つ 実践的テクニックの検討と考察



マクスウェル国際特許事務所
弁理士 加島 広基

いよいよ本年4月1日より令和元年の改正特許法、改正意匠法が施行される。とりわけ、意匠法は大幅に改正され、物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となるほか、関連意匠制度の見直し、意匠権の存続期間の変更等が行われる。本誌では2019年6月号に「意匠法の改正（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 弁護士 大須賀滋先生）」、2019年6月～8月号に「連載（全3回）デザインの保護に関する裁判例の分析と意匠法の改正について（上）～（下）（iCraft法律事務所 弁護士・弁理士 内田誠先生、特許業務法人藤本パートナーズ 副所長・弁理士 野村慎一先生、協和綜合法律事務所 弁護士・弁理士 白木裕一先生）」等が掲載されたが、本稿では新たな保護対象となった画像の意匠および空間デザインの意匠について実践的なテクニックを検討、考察してみたい。

目 次

1. 画像の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて
 - 1.1 令和元年の意匠法改正による画像意匠の保護について
 - 1.2 画像デザインについての2つの出願方法の優劣について
 - 1.3 既に意匠登録出願を行った物品等の部分としての画像についての関連意匠制度の適用
2. 画像の意匠と出願の変更制度の組み合わせについて
 - 2.1 特許出願中の図面に掲載されている操作画像や表示画像についての意匠権による保護
 - 2.2 アイコン画像を比較的安価に保護する方法
3. 画像の意匠のクリアランス調査の負荷軽減のために
 - 3.1 意匠法改正によるクリアランス調査の負荷の増大について
 - 3.2 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の活用
 - 3.3 情報提供窓口の活用
 - 3.4 タイムスタンプ保管サービスの活用
 - 3.5 日本意匠分類の改正について
4. 建築物の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて
 - 4.1 現行の意匠法による組立家屋等の意匠の保護について

- 4.2 既に意匠登録出願を行った組立家屋等の意匠についての関連意匠制度の適用
- 5. 建築物の内部の意匠の権利化を図るにあたって
- 6. 建築物、内装の意匠の図面の描き方の工夫
 - 6.1 建築物の図面について
 - 6.2 透視投影法の3つの種類について
 - 6.3 建築物の意匠の類否判断について

1. 画像の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて

1.1 令和元年の意匠法改正による画像意匠の保護について

現行の意匠法では、画像デザインについては物品の表示画面を部分意匠として登録することが可能であった。ここで、保護対象とされるのは、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザインに限定されていた。すなわち、現行の意匠法では、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる意匠と物品との関連性が強く求められており、物品に記録されていない画像や物品以外の場所に投影される画像については意匠法で保護を受けることができなかった。

しかしながら、近年はIoT等の新技術の浸透に伴い、画像については、物品との関連性による制約が実態と合わなくなっている。こうした状況を踏まえ、操作画像や表示画像については、令和元年の意匠法改正により画像自体が意匠法の保護の対象に加えられることとなった。なお、従前のように物品の表示画面を部分意匠として登録することも可能であるため、画像デザインについては以下の2つの方法のうち何れかを選択して意匠登録出願する必要がある。

- (A) 令和元年の意匠法改正で新たに規定された画像の意匠として出願する
- (B) 従来通り、物品の表示部に表示された、物品の部分としての画像を含む意匠として出願する

1.2 画像デザインについての2つの出願方法の優劣について

では、上記の(A)(B)のうちどちらの出願方法を推奨すべきであろうか。もちろん物品に記録されていない画像や物品以外の場所に投影される画像については方法(A)でしか意匠登録出願を行うことができない。しかしながら、物品に記録・表示されている画像であっても、特段の事情がない限りは方法(A)が有利であると考えられる。理由は以下の通りである。

(理由1)

令和元年の意匠法改正で新たに規定された画像の意匠として意匠登録出願を行った場合は、権利化後は第三者が物品に記録されていない同一または類似の画像(例えば、クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像)を使用した場合でも侵害行為とみなすことができる。逆に、従前のように物品の部分としての画像を含む意匠として意匠登録出願を行ったときには、第三者が物品に記録されていない同一または類似の画像を使用した場合は非侵害であるとみなされるおそれがある。

(理由2)

意匠についての「実施」として、意匠に係る画像の電子通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為が含まれるようになった(改正意匠法2条2項3号イ)。このため、方法(A)で画像としての意匠登録出願を行い権利化した場合は、第三者がネットワークを通じて同一または類似する画像を提供する行為等についても侵害行為を問うことができる。